

わたし い か ないよう りかい けいかく さくせい けいかくしょ きさい じょうほう
私は、以下の内容について理解したうえで計画を作成し、計画書に記載された情報を

へいじょうじ かんけいしゃかん きょうゆう どうい
平常時から関係者間で共有することに同意します。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

ほんにんしめい じしよ だいひつ
本人氏名（自署または代筆）

だいひつしゃ じしよ
代筆者（自署）

だいひつ ばあい い か がいとう こうもく ねが
（※代筆の場合は、以下の該当する項目に☑をお願いします。）

ほんにん しんぞく ほうていだいにん た
☐ 本人の親族・法定代理人 ☐ その他（ ）

1 本事業について

- ☐ この玉野市個別避難計画作成業務委託事業（以下「本事業」という。）は、玉野市（以下「市」という。）が行うものです。
- ☐ 個別避難計画（以下「計画」という。）とは、高齢者や障がいのある人などのうち、災害時に自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）を対象に、災害時の避難に備えて作成しておく計画です。
- ☐ 市では、本事業の対象となる方（以下「ご本人」という。）の計画作成を、普段からご本人と関わりのあるケアマネジャーや相談支援専門員などが所属する福祉事業者（以下「作成者」という。）に委託して行っています。
- ☐ 本事業により計画作成を行う対象者は、以下の①～⑤の要件に該当する方です。
- ① 令和5年度玉野市避難行動要支援者名簿（基準日：令和5年6月26日）に掲載されていること。
 - ② 名簿に記載された個人情報自主防災組織や民生委員・児童委員等の関係者に対して提供することについて同意していること。
 - ③ 介護保険における居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護や障害福祉サービスにおける計画相談支援、障害児相談支援等を利用し、普段からケアマネジャーや相談支援専門員等とのかかわりがあること。
 - ④ 要支援者名簿に記載された住所地が、災害の危険性の高い地域（※）に該当していること。
※ 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域のいずれかに該当していること。
 - ⑤ 個別避難計画（自主防災組織等により作成されたものを含む）が未作成であること。
- ☐ 計画を作成するにあたって、ご本人やご家族などの費用負担はありません。

注）うら面あり

- 大規模災害が発生した直後は、行政が十分機能しないことも考えられます。計画作成を通じて、普段から、ご本人やご家族自身で避難行動を考えていただき、必要に応じて、地域やご関係の方と情報共有を行っておくことで、災害からご自身の命を守ることに繋がります。

2 計画に基づく避難支援について

- この計画は、計画に基づく避難支援が必ず行われることを保証するものではありません。災害時には避難支援者の不在や被災などにより避難支援を行えない可能性があります。
- 避難支援者の方には、あくまでも避難支援者本人の安全が確保できる範囲での支援です。避難支援者は、ご本人の避難に対して責任を問われたり、義務を負うものではありません。
- ケアマネジャーは、計画作成の支援をしてくれる人です。計画の内容や実際の支援について責任を問われたり、義務を負うものではありません。

3 計画作成の仕方について

- この計画は、ご本人やご家族が、災害時にどのような支援を得て避難行動をとればよいのか、ということについて、ご本人やご家族が自ら確認し、作成者がそれを記録しておくものです。
- 作成者は、ご本人やご家族と話し合いを行いながら、その内容を計画として記録します。
- 避難支援者について、地域やご関係の方には、まずは、ご本人やご家族などから、お話しただくようにお願いいたします。
- ご本人やご家族、作成者、避難支援者などの関係者は、計画作成後も可能な範囲で集まり、ご本人の状況や支援内容、避難方法などについて話し合い、計画書を随時更新します。

4 作成した計画書の取扱いについて

- 作成した計画書は、原則として、「①ご本人またはご家族」、「②市」および「③作成者」が1部ずつ保管します。
- このほかに、「④避難支援者などの関係者」に対し、計画書を共有しておくことを希望される場合には、原則として、ご本人またはご家族から、関係者に対して情報提供をいただくようにお願いいたします。
- 作成した計画書の内容は、平常時には、「①ご本人またはご家族」、「②市」、「③作成者」およびご本人またはご家族から提供された「④避難支援者などの関係者」間で共有され、災害時には避難支援などの活動に活用されます。